

聖徳太子の精神（十七條憲法より）

—四天王寺学園 学園訓に照らし合わせて—

十七条憲法の第一条には、聖徳太子が帰依された仏教に基づく「和の精神」が説かれている。その第一条は第二条以下の全条文と密接に関連し、第十七条に到って、また第一条にもどるという循環構造を持つ。

本文では、条文のうち特に学園訓とつながると考えられる部分を記載している。

一、和を以て貴しとなす

- (第一条) 和（やわらぎ、まとまり、平和・調和）は人の世（すなわちさまざまな社会・組織・チーム）の根本精神である。和を重んじ、他者と対立や闘争をしてはならない。皆が和やかな心で共感し合い、和を目指す立場で議を尽せば、解決できない課題は存在しない。
- 共生（自行利他＝自らを高め他者に活かす）の精神に立脚して、みずから研鑽して自己中心の考えを捨て、社会・組織・チーム全体を思いやらねばならない。
- (第十条) 恨み怒りを捨て、他人が逆らったからといって、腹を立ててはいけない。人の考えは様々で、私にも他人にも絶対善などなく、ともに皆、凡夫（不完全な存在）にすぎない。他人が怒りをぶつけてきても、怒らず冷静に自分に過ちがないか省みなさい。また自分が正しいと思っても、それに執着せず人々の意見を傾聴し、共に高みを目指して行動しなさい。
- (第十一条) 功績があった（正しく適切な行い）か、過失があった（誤り不適切な行い）かを十分に見極めて、賞（褒め讃えること）も罰（戒め叱ること）も適正であるようにしなさい。
- (第十二条) 権力（社会・組織・チームから預かった立場や力）をもって自分勝手に物事を進めてはいけない。
- (第十三条) 社会・組織・チームで共同活動する場合には、全体を把握してお互いに活動内容を知っておき、不測の事態にも助け合って目標達成・課題解決が果たせるように心がけよ。
- (第十四条) それぞれの善さを互いに認め合い、決して人を嫉んだり、妬んだりしてはならない。
- (第十五条) 自分の利益を優先せず、共通の目標や課題のために尽くすのが、共同活動に従事する者の採るべき道筋である。自分の利益を第一に考えないことが、和の実現において肝要である。
- (第十六条) リーダーとして人に役割を割り振るには、相手の状況を十分に見極めなければならない。
- (第十七条) ものごとを独断専行してはならない。重大な事柄は、必ず共に活動する仲間と十分に議を尽し、道理に合うよう適切に解決しなければならない。

一、四恩に報いよ

(第 二 条) 仏さまと、仏さまの説かれた教えと、その教えを学び行う仲間と、この三者を信じ敬う心が大切で、生きとし生けるものの心の拠り所でなければならぬ。この世のすべての存在は互いに持ちつ持たれつ支え合っており、単独で存在するものは何ひとつない。ともに生かされてこの世が成り立っていることを感じ取り、他者に感謝し他者に尽くす、そんな豊かな人間性を養い育てることが大切である。

四恩とは

国 の 恩 これは安全で平和的な秩序が維持された国家に在ることへの感謝の心である。

父母の恩 これは一生懸命に働いて育てて下さったお陰で、今日私たちが生きて居られることへの感謝の心である。

世間の恩 これは身の回りの人々や社会から受けた恩恵に感謝する心である。人間は一人では生きていけない。物質的にも精神的にも多くの方々の恩恵を被ってこそ、私たちは生き、成長もできることを忘れてはならない。

仏 の 恩 これは人間として生きる上で、大切な正しい教えを説いて下さった仏さまに対する感謝の心である。

なり

一、誠実を旨とせよ

(第 三 条) 自らが一員として所属する社会・組織・チームが決定した方針は尊重して遵守しなさい。学校であれば校訓、家庭にあっては家訓、会社では社訓を遵奉すること、それが秩序を形成すること（和の実現）において重要である。

(第 五 条) 私利私欲を捨てて、人の言葉に耳を傾けることが大切である。

(第 六 条) 悪いことは悪い、善いことは善いということは、時代を超えて通用する理想の原則である。人の善は顕彰し、悪は必ず阻止すべきである。

(第 七 条) 人にはそれぞれ役割がある。自分が果たすべき役割を忠実に遂行し、でたらめでないようにしなさい。共同活動においては目標達成・課題解決のため、役割に適した人を選び、人のために無理をして役割を定めてはならない。

(第 八 条) 社会・組織・チームの共同活動においては、各自が早くに取り掛かり、遅くまで続ける、というような誠意ある態度が大切である。

(第 九 条) 共同活動において構成員・メンバーが互いに信頼し合っていれば、どんな目標や課題をも達成できる。

一、礼儀を正しくせよ

(第 四 条) 社会・組織・チームにおいては礼儀（規範・規則の遵守、他者への敬意・感謝）が大切である。人々の間に礼儀が行われていてこそ安定し秩序ある人間関係が生まれるのである。

一、健康を重んぜよ

健康とは身体健康状態を指すだけではない。身体的、精神的、社会的に健康であるとともに、スピリットも健康であること。すべての面で自立できている状態が必要である。

利 他 行 聖徳太子『勝鬘経義疏』の中に、自らが修行に精進して功德を積む「自利行」だけでは十分ではなく、他者の救済に献身する「利他行」こそが肝要であるとしている。嫌な仕事は自分から進んで引き受け、他者が好んでできるような仕事を回してあげる。自分のことは忘れて、他者の利益を優先する心である。親が子を慈しむような気持ちを、すべての人々に向けていくことでもある。

＊敬田院の精神 「帰依渴仰 断悪修善 速證無上 大菩提処」

仏に帰依し、真理である正法を仰ぎ求め、悪をやめ善を修めて、速やかにこの上もない大きな悟り(人間形成)を実現する教育の場が敬田院（四天王寺学園）である。

【参考資料】

「和の精神」をもった社会人のイメージ「新 IBU ディプロマポリシー」

瀧藤尊教『聖徳太子 憲法十七条』

金治勇『聖徳太子と憲法十七条』（四天王寺、平成 7 年 4 月 15 日）

花山信勝『聖徳太子と憲法十七条』（大蔵出版、1982 年 7 月 10 日）